

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{①派遣料金の平均額} - \text{②派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{①派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを4捨5入する。）

事業所別労働者派遣におけるマージン率

対象期間：2016年6月1日～2017年5月31日

事業所	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均額)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均額)	マージン率 (①-②) ÷ ①	労働者派遣に関する 派遣労働者の数	労働者派遣の役務の 提供を受けた物の数
本社	11,936円	8,616円	28.1%	162	46
高崎営業所	10,690	7,565円	29.3%	31	8
山梨営業所	8,471円	6,330円	25.3%	41	13

【マージン率に含まれる費用】

マージン率は、派遣先からセントラルソーシング株式会社に支払われる派遣料金から、派遣スタッフに給与を支給した残りの額であり、これが派遣料に占める割合をマージン率といいます。

マージンから支出する費用には、主に次のようなものがあります。

①法定福利費用

社会保険料（健康保険、厚生年金保険、介護保険）、労働保険料（雇用保険、労災保険）の事業主負担分の費用。

②スタッフの年次有給休暇取得時の賃金（派遣先企業から請求できません）

③スタッフの健康診断費（一般検診、生活習慣病検診）受診費用その他通勤手当等。

④スタッフの募集費用

派遣スタッフ募集、採用の為にインターネット等に求人広告を掲載する費用。

⑤事業運営費用

社員人件費、派遣元責任者の維持や事業許可維持の手続き費用、オフィス賃借料、通信料等の運営費。